

標 題：

カリフォルニア州油濁法の改正

NKテクニカル インフォメーション

No.: 354

Date: 平成 12年 4月 5日

関係船主、造船所 各位

拝啓、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、カリフォルニア州の油濁法が改正され Oil Spill Contingency Plan について従来タンカーに適用されていたものと同様の規則が Nontank Vessel (タンカー以外の船舶)にも適用されることになりました。改正規則はカリフォルニア水域の港に入港する 300 総トン以上の Nontank Vessel に適用されます。改正内容の概略をご参考のために添付いたします。

尚、本改正規則は州当局の Home Page

<http://www.dfg.ca.gov/Ospr/regulation/ntvcplans.htm> に掲載されています。

不明な点は下記へお問い合わせされることをお勧めいたします。

Mr. Bud Leland

Supervisor Marine Safety Branch

1700K Street, Suite 250, Sacramento, Ca 95814

(Tel: (916)327-9946, Fax (916) 327-0907)

(手紙の場合の宛名は P. O. Box 944209, Sacramento, Ca 94244-2090 です。)

敬具

お問い合わせ： 管理部 (Tel: 03 5226 2038, Fax:03 5226 2039)

添付：

Oil Spill Contingency Plans, Nontank Vessels の概略

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思っ情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

Oil Spill Contingency Plans, Nontank Vessels の概略

1. Oil Spill Contingency Plan の 初回提出

2000年2月3日以降にカリフォルニア水域にはいる300GT以上のNontank Vessel(油タンカ以外の船舶)は入港前にOil Spill Contingency Plan(油濁事故緊急対応計画、以下Planという)をOffice of Oil Spill Prevention and Response(OSPR)へ承認提出しなければならない。^(注1) Planがminimum requirementsを満たしているというOSPRの文書を受領し、下記事項をOSPRへ報告しなければカリフォルニア水域への入港は認められない。

- 1) 船名, call sign, official number, Length, 総トン数, 燃料油の種類および総量, 最大燃料油タンクの容積, カリフォルニア水域内のルート および 船主と管理会社の住所/電話番号
- 2) Maritime Association Response Plan (MARP) 採用の契約を証明し、MARPに指定されたOSRO(Oil Spill Response Organization)が要求される対応能力を有している事を証明したもの^(注2)。
- 3) 米国内の船主代理人(Qualified Individual; QI)
- 4) California 州が発行した賠償資力証明書 (Certificate of Financial Responsibility)

2. Plan 最終承認

Planは初回提出後180日以内に最終承認される。Planの初回提出が受理されれば最終承認前でも次回の入港が認められる。

3. Plan 再提出

2001年9月1日およびその後5年毎にPlanをupdateして再提出する。ただし変更が無い場合はその旨OSPRへLetterをだせば再提出する必要はない。

4. Plan の構成^(注3)

Planは下記1)および2)で構成される。

1) Initial Response Activity Manual

- 緊急連絡 (規則 827.02(d)で要求されるもの)
- 初期対応行動要領 (SOPEPがあれば記述不要)

2) Principal Volume

規則 827.02(a)~(n)で要求される全ての必要な情報、計算/検討書、地図 及び関連データ。FO設備、訓練計画、最大タンクからの流失による最悪汚染状態/汚染拡散の想定、現地対応体制、連絡、油回収、沿岸の保護/清掃等が含まれる。

5. 設備要件 (827.02(c)(3))

現地でBunkeringを行う場合 下記機能を持つSeven barrel spill kitを備える。

- 7 barrel の油を吸収できるもの
- バケツ、スコップ および ショベル(non sparking)
- 回収した7 barrel の solid waste および 7 barrel の liquid waste を収容できる容器
- 15ガロン以上の洗浄剤 (deck cleaning agent)
- 呼吸器、目 および皮膚を護るための防護服
- ホース付き Portable Pump (non-sparking)
- bunkering 作業中 上記設備はstand-byされ、ポンプはホースを取り付けておかなければならない。

(*注1) 項目 1. 1)~ 4)の情報 および 積荷の種類および量を報告すればPlanを提出しなくとも本規則発効後一回に限り短期間の入港が許される。

(*注2) MARPとはOSPRに認定された現地非営利海事団体が作成する対応計画。MARPは規則827.02(g)~(n)で要求される事項を網羅しており、船主はこの海事団体と契約してMARPを採用することができる。MARPを採用しなくてもよい。ただし、何れの場合も契約したOSROが十分な対応能力を持っていることを証明することが必要がある。

(*注3) 同一または実質上同一のカリフォルニア水域内ルートを航行する多くの非タンク船を所有している船主はFleet Contingency Planを提出することができる。

以上